

第1章 暴力の連鎖を断ち切るために

——国際刑事裁判所（ICC）の使命と役割

尾崎久仁子

1 国際刑事裁判所（ICC）とは何か

国際刑事裁判所（以下「ICC」という）は、国際法に基づき個人の刑事責任を追及する裁判所である。一九九八年に採択された国際刑事裁判所に関するローマ規程（以下「ローマ規程」という）に基づいて二〇〇二年に設立され、オランダのデン・ハーグ市に法廷と裁判部、検察局および書記局本部がある。この裁判所は、様々な意味で、二〇世紀以前の国際社会では想定されていなかった新しいタイプの裁判所である。

伝統的な国際裁判は、例えば、同じハーグにあり、国際連合の一部である国際司法裁判所が行う裁判のように、国家と国家の争いを国際法に基づいて裁くものであるが、ICCにおいては、独立した裁判所が個人の犯罪を直接裁く、いわば国内裁判所における刑事手続に類似した裁判が行われる。

他方で、ICCは、国内の裁判所と異なり、ローマ規程という条約、すなわち国家間の合意に基づいて設立された国際機関である。このため、その管轄権は、原則として、合意に参加したローマ規程締約国のみに及ぶ。また、ICCは強制捜査権を持たず、証拠の収集は関係国の協力に頼っている。

2 ICC設立の背景

このような特殊な裁判所が誕生した歴史的背景として、以下を指摘することができる。

第一に、二〇世紀における二度の世界大戦、特に第二次世界大戦が与えた影響である。これらの戦争は、戦争自体の地域的規模の大きさに加え、戦勝国、敗戦国双方の文民の甚大な被害、および、第二次世界大戦前から始まったドイツにおけるユダヤ人迫害に見られるような、自国民に対する重大な人権侵害を伴うものであり、従前の戦争とは比較できない

いほどの深刻な影響を国際社会に与えるものであった。このため、戦後処理の一環として行われたニュルンベルグ裁判や東京裁判においては、侵略犯罪や戦争犯罪、集団殺害などの人道に対する罪などについて、責任者に対する刑事訴追が歴史上初めて本格的に行われた。また、戦後の国際社会においては、国際連合の設立等による国家間の平和の追求とともに、いかなる国における基本的人権の尊重や差別の撤廃も国際社会全体の関心事であり、特に、ジェノサイドやアパルトヘイトなどの大規模かつ深刻な人権侵害は、国連を中心とした国際社会が団結して対応すべき犯罪であるとの考え方が確立した。具体的な動きとしては、人権関係諸条約の採択や、ジェノサイド条約の成立、国際人道法の発展などが挙げられる。他方で、これらの条約や枠組の実効性、とりわけ、個別の人権、人道問題に対する国際社会の具体的な行動がどの程度有効に行われたかについては、冷戦の固定化と深刻化やこれに伴う国連安全保障理事会（以下「安保理」という）の機能不全もあり、疑わしいものだったと言わざるを得ない。

第二の契機は冷戦の終了である。冷戦の終了は、一方において、国際社会全体が団結して戦争犯罪や重大な人権侵害へ対応することが可能となる環境を生むとともに、他方で、多くの文民に深刻な被害を与える人道的危機を伴う地域紛争や国内紛争の頻発をもたらした

た。「国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪」「人類の良心に深く衝撃を与える想像を絶する残虐な行為」（ローマ規程前文）への国際社会としての対処が喫緊の課題となったのである。

これらの紛争に対する国際社会の対応は複合的なものであった。伝統的な外交交渉や国連などによる政治的な介入による紛争の解決努力、人道支援とこれに続く開発支援などの主として経済的な支援活動に加え、紛争の再発を防ぐための予防措置、紛争後の社会再建などへの支援が積極的に行われるようになった。その一環として重要な役割を占めるようになったのが、裁判による正義の追及、特に、戦争犯罪や人道に対する罪を犯した責任者個人の刑事責任の追及である。

その背景には、重大な人道犯罪について真に責任のある者を処罰することが、被害者を癒し、紛争グループ間の報復の連鎖を断ち切り、和解を促進し、法の支配に基づく紛争後のよりよい社会の建設に有効であるとの認識が強まったことがある。安保理は、ジェノサイドをはじめとする大規模な人権侵害が行われたユーゴスラビア紛争とルワンダ紛争の後、旧ユーゴ国際刑事裁判所（ICTY）とルワンダ国際刑事裁判所（ICTR）を設立したが、これらが代表的な事例となった。このほかにも、カンボディアやシエラレオネにおけ

るジェノサイドや人道に対する罪を訴追するために、国際的な刑事裁判所が設立された。

しかしながら、これらの国際裁判所は、対象を特定の地域・時期に起きた犯罪に限定したものであって、また、ユーゴおよびルワンダの裁判所設立は安保理が国連憲章七章に基づいてとった一方的な措置であった。このため、すべての国を対象とし、国際社会全体の合意に基づく恒久的な国際刑事裁判所の設立が求められるようになった。この結果、すべての国が参加可能な国際会議において採択された条約に基づき設立されたのがICCである。

3 ICCの特色

ICCの主たる特色として、以下を挙げることができる。

条約に基づく普遍的な裁判所であること、締約国との関係

すでに述べたように、ICCは、普遍的条約であるローマ規程によって設立された裁判所である。このことは、すべての国が平等の立場で自らの意思に基づいてICCに参加できることを意味し、戦勝国間の合意によって設立されたニュルンベルク・東京両裁判所や安保理の強制権限によって設立されたICTY・ICTRとは大きく異なる。他方で、す

べての国が自由に加入できる半面、一度参加した国が脱退することも可能であり、現に、裁判がアフリカ地域に集中したことなどに反発した一部アフリカ諸国が脱退を主張し、これまでに、ブルンディが脱退し、また、昨年、フィリピンも、自国が調査対象となったことを理由に脱退している。

ICCの加盟国は現在一二二カ国である。うち、アフリカ三三、アジア太平洋一八、東欧一八、ラテンアメリカおよびカリブ二八、西欧および北米二五という構成である。これは数的には国連加盟国のおよそ三分の二にあたるが、普遍性の観点からは大きな問題を抱えている。

まず、安保理常任理事国のうち、米、ロシア、中国が加入していない。ICCの扱うほとんどの犯罪が紛争と関連していることを考えると、世界の安全保障に大きな影響を与えるこれらの軍事大国がICCに加入しておらず、かつ、その活動に協力的とは言えないことは、ICCの実効性に大きな負の影響を与えている。また、南アジア、東南アジア、アラブ地域の多くのアジアの有力国が参加していない。アジアは紛争多発地域や深刻な人権侵害や人道犯罪が行われている地域を抱えており、これらの地域にICCの管轄権が及ばないことは、ICCの普遍性と実効性を大きく傷つけている。

特に、スーダンのバシル大統領（当時）に対する逮捕状問題、ケニアの選挙暴動に関する事件などを契機として、ICCの取り扱う事件がアフリカに集中していることについて、締約国の中でも最大のグループの一つであるアフリカ諸国から、植民地主義や先進国の価値観の押し付けといった批判を浴びるに至った。

対象犯罪、管轄権行使のメカニズムおよび国際協力

ICCの対象犯罪は、ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪および侵略犯罪である。このうち、侵略犯罪については、ローマ規程採択時に、犯罪の定義やどのような形で裁判所が管轄権を行使するかについて合意ができず、締約国が引き続き検討を行った結果、二〇一八年ようやく管轄権を行使し得ることとなった。

ジェノサイドとは、人種や宗教などを理由として特定の集団を破壊する目的でその構成員を殺害などすること、人道に対する罪とは、広範または組織的に行われた文民の殺害、奴隷化、強制移送、強姦、拷問などの深刻な人権侵害である。また、戦争犯罪とは、ジュネーブ条約など国際的に確立された武力紛争法に対する違反である。これらの犯罪は、近年の国際紛争、国内紛争の双方における悲惨な人権侵害や人道的な被害の実情を反映する

ものと考えられる。なお、侵略犯罪は、他国の主権、領土保全または政治的独立に対する一国による武力の行使などをいうが、現時点では捜査、訴追例はない。

この関連で特筆されるべきことは、ICCの対象犯罪の中で、とりわけ、女性や児童に対する犯罪が重要視されていることである。ICCが扱った最初の事件はコンゴ（民）における児童兵士の使用に関する事件であり、その後の、カタンガ事件、ベンバ事件、ンタガンダ事件においても、紛争下における弱者である児童や女性に対する性犯罪を含む人道犯罪、戦争犯罪が大きな焦点となっている。

ICCは、これらの犯罪について、二〇〇二年七月以降に発生し（侵略犯罪については二〇一八年七月以降、また新規加盟国については効力発生時以降）、犯罪が締約国の領域内で行われた場合、および、犯人が締約国国民である場合に管轄権を行使する。ただし、国連安保理がその強制権限に基づいて事件をICCに付託した場合には非締約国も対象となる。

裁判所の検察局は、安保理による上述の付託のほか、締約国による付託、または、検察官の職権により捜査を開始する。これまで安保理による付託が行われたのはスーダン（ダルフール）およびリビアの事態である。また、締約国による付託は、ウガンダ、コンゴ民主共和国、中央アフリカ、マリであるが、これらはいずれも締約国が自国の事態について付

託したものである。検察官の職権により捜査が開始された例としては、ケニア、象牙海岸およびジョージアの各事態がある。

この関連で、ICCの抱える大きな問題は、ICCには強制的な捜査権がなく、被疑者の逮捕や証拠の収集にあたっては関係国の協力を得る必要があるということである。例えば、ICCの検察局の捜査部門の捜査官は、関係国の国内で逮捕、捜索、差押えなどの強制的な捜査を行うことができない。ICCの締約国はICCの捜査に対して協力を行う義務があるが、締約国に十分な捜査能力がない場合も多く、また、時間がかかったり、捜査を事実上拒否される場合もある。さらに、重要な証拠が非締約国にある場合には、協力義務がないため、捜査はさらに困難となる。

補完性の原則

ICCは、その犯罪の関係国が被疑者の捜査訴追を行う能力や意思がない場合にのみ管轄権を行使する。この原則を補完性の原則と呼び、ICCの最も重要な原則の一つであるとされている。およそ犯罪が行われた場合には、国内の司法制度を通じて対処することが現在の国際社会の基本であるからである。

ある国において深刻な部族対立や宗教対立が生じ、多くの人がこれに伴う犯罪の被害にあつた場合に、その理想的な解決方法は、その国が自ら制定したその国の法律に従い、その国の社会に根差した司法制度を通じて責任者を特定して処罰し、被害者に対する賠償や慰藉の措置を講じることであることは言うまでもない。このような対応を行うことによつて、集団と集団の間の報復感情や暴力の連鎖を断ち、当事者同士の平和的な話し合いを通じて予防策を講じ、関係者の自発的かつ主体的な合意と和解を通じて紛争後の社会を効果的に再建することができるのである。紛争当事国にこのような意思と能力があるにもかかわらず、他国や国際機関が強制的に介入することは、紛争の再発防止という観点からも負の影響が大きい。

他方で、現実には、多くの紛争は、暴力以外の手段によつて集団間の利害の調整を行うことができない状況、すなわち法の支配や基本的人権の尊重が欠如していることから起るものである。したがつて、紛争地においては、国内の司法制度が崩壊している場合、司法制度があつても公正な裁判を期待できない場合、仮に裁判を行ったとしても、そのこと自体が新たな分断や危機を招く可能性がある場合がある。ICCはこのような場合に初めて裁判を行うのである。これが、ICCが「最後のよりどころとしての裁判所」であると

言われる理由である。

このような観点から、現在では、「積極的補完性の原則」という新たな概念が主張されるようにもなっている。これは、紛争地において法の支配を確立し、自力で、公正な裁判を行い得るような支援を国際社会が行うことを意味する。すでに、多数国間あるいは二国間の援助スキームの中で、途上国の司法制度の強化を目指した様々な支援が行われている。具体的には、民事、商事を含め、法律の策定のための支援、裁判制度の確立・強化のための支援、裁判官、検察官、弁護士などの法律家や警察関係者の訓練などである。日本においても、法務省を中心とした政府、JICAなどの援助団体、法曹界、学会が協力して、東南アジアや中央アジアに対する法整備支援を行っており、一定の成果を上げている。このようなスキームを活用し、ICCの知見をも生かしつつ、紛争後の刑事司法制度を強化することは、平和構築の観点から、さらには持続的な経済発展の観点からも大きな意義があると考えられている。ICC自体は援助機関ではないが、自らの捜査や裁判を通じて、人道に対する罪や戦争犯罪についての良質な判例や資料を提供し、また、国際人権基準に沿った刑事手続や被害者の権利や保護についての基準を示すことは、その重大な責務であると言える。

被害者の権利の重視

ICCの大きな特色の一つは、裁判において被害者の地位が重視されていることである。まず、被害者は、自ら、あるいは法律家である被害者代理人を通じて裁判に参加し、意見を述べることができる。特に、第一審裁判では、証人に対する尋問を行うこと、独自の証人を呼ぶなどして証拠を提出することなどが許されるのが通例である。また、ほとんどのすべての決定や判決にあたってあらかじめ意見を述べることができる。

さらに、有罪宣告があった場合は、引き続き、同じ裁判体によって被害者に対する賠償手続が行われるが、ここでは、裁判中に得られた証拠に依拠することができる。

被害者に対する賠償にあたって大きな役割を果たすのが締約国会合によって設置された被害者信託基金である。この基金の本来の任務は、ICCの判決に基づき被害者賠償を行うことであるが、同時に、各国や個人からの任意拠出金をもとに、ICCが管轄権を行使している事態において、被害者およびその家族に身体的リハビリテーション、精神的リハビリテーションおよび物質的支援等を行っている。例えば、基金は、コンゴ民主共和国やウガンダにおいて、性的暴力の被害者や元児童兵、誘拐された児童に対する支援などの被害者等を対象とする支援を行っている。

組織および人員

ICCは、検察局、裁判部（予審裁判部、第一審裁判部、上訴裁判部）および書記局から構成される。裁判所の内部に検察局を有するところは、日本の裁判所などとは異なっているが、検察局の独立性は予算など事務的な事項を含めて、制度上保障されている。検察局長である検察官は、締約国による選挙によって選出される。検察局には捜査担当部局が含まれており、日本で言えば、警察的な機能も付与されている。なお、被疑者・被告人は、弁護人を選任する権利があり、弁護人の活動は中立な事務局により補佐される。被害者の代理人も被害者がこれを選定し、事務局の独立した担当部局による補佐を受ける。

一八名の裁判官は各締約国が推薦し締約国の選挙によって選出される。

ICCの職員数は、検察局を含めて約八〇〇名、二〇一九年予算は一億四八一三万五一〇〇ユーロである。補完性の原則を考慮に入れても、この予算と人員で世界の人道犯罪の捜査、訴追を行うことが困難であることは言うまでもない。また、裁判所の予算は締約国の分担金によって賄われるが、近年締約国は厳しく予算を制限するようになっており、効果的な捜査や裁判の迅速性に影響を与えるようになってきている。

このような観点から重要なのが、検察局による捜査、訴追戦略である。すでに述べたよ

うに、裁判所の管轄権の及ぶ範囲は限られているが、それでも、付託された事態はいずれも多数の人道に反する行為に関連しており、どの事態、どの犯罪行為について捜査を開始し、起訴するかについては、検察局の裁量によるところが大きい。多くの候補の中から、ICCの趣旨と目的に合った事件を選択し、法と証拠に基づく効果的な捜査訴追を行うことが期待される。また、その際には、すでに述べたような証拠収集の困難さも考慮に入れた選択をせざるを得ない。

4 実績と課題

二〇一九年一〇月の時点で、検察局は、一一の事態（ウガンダ、コンゴ（民）、中央アフリカ（二事態）、スーダン・ダルフル、ケニア、リビア、コートジボアール、マリ、ジョージア、ブルンディ）を捜査中である。この他に、一〇事態（アフガニスタン、バングラデシュ／ミャンマー、コロンビア、ギニア、イラク、ナイジェリア、パレスティナ、フィリピン、ウクライナ、ベネズエラ）について、正式な捜査に至らない予備的調査を行っている。これまでに発付された逮捕状は三四件（うち一六件を執行）、召喚状は九件（すべて執行）である。一五人の被疑者がいまだに逮捕されていない。

裁判部はこれまで二七件を審理し、有罪判決の確定は四件、上訴審での無罪確定が一件である。

裁判の具体例として、二〇一九年に第一審裁判で判決が行われ、現在上訴中の Ntaganda 事件を挙げる。この事件は、事態の付託や捜査対象となった紛争や被告人の地位、訴追された犯罪の内容、裁判手続の進行、被害者参加など多くの面で ICC が行ってきた裁判の典型的な例であるからである。

被告人の Bosco Ntaganda は、一九七三年にルワンダに生まれたコンゴ国籍の男性である。コンゴ解放愛国戦線という武装組織の幹部であった二〇〇二年八月から二〇〇三年一月にかけてコンゴ東部のイトゥリ地方の紛争において、人道に対する罪や戦争犯罪にあたる殺人、殺人未遂、強姦、性的奴隷化、迫害、強制移送、略奪、児童兵の使用などの罪で有罪となり、三〇年の禁固刑を宣告された。

対象となった紛争は、コンゴ政府が二〇〇四年に ICC に付託したものである。検察局による捜査を受けて二〇〇六年に逮捕状が発付され、被告人は二〇一三年に自ら出頭した。直ちに予審手続が開始され、予審部は二〇一四年六月に犯罪事実を確認して第一審裁判部に送付し、公判前整理手続を経て、第一審裁判は二〇一五年に始まった。判決は二〇一九

年七月八日、刑の宣告は同年一月七日である。

この間、第一審裁判部は二四八回の公判を行い、検察側証人八〇名、弁護側証人一九名、被害者証人三名の証人尋問を行った。二名の代理人を通じて公判に参加した被害者は二二二九名である。

ICCの実績については、発足以来の年月とコストに比較して不十分であるとの批判も強い。ICCの扱う事件の複雑性や特殊性にかんがみれば、国内裁判の平均値との比較や、同一地域の事件を集中して扱ったICTYやICTRとの比較はあまり意味がないことは事実であるが、他方で、より効果的・効率的な捜査公判が行われるべきであるとの批判には謙虚に耳を傾けるべきであろう。特に、未決拘禁が六、七年にも及ぶなど裁判の遅延が常態化していることに対しては、被疑者・被告人の権利の観点のみならず、被害者の立場からも、早急な対策が講じられるべきであると考ええる。

ICCは発足後十年以上を経過したが、その活動は万全なものとは言いがたく、すでに述べたような多くの課題がある。これらの課題をもう一度整理すると、普遍性にかかわるものと実効性にかかわるものに大別される。

まず、普遍性は刑事手続による正義の実現の大前提である。同様の事象は同様に扱われ

るべきであるというのが正義の第一歩だからである。すでに述べたとおり、深刻な人道法違反が行われている多くの地域についてICCが管轄権を有しないこと、一つの地域に訴追が集中していることは、アフリカの批判を待たずしても、ICCへの信頼性を揺らがせるものと言うほかない。むしろ、安保理の強制権限に基づく付託であれば、全世界の事件が対象となるが、その場合には、極めて政治的な機関である安保理に事件の選択がゆだねられるという意味で、より深刻な普遍性の問題が生じる。

同様に、刑事手続への信頼性は、その実効性にかかっている。被疑者の身柄確保や証拠収集が十分に行いえない裁判所はおよそ最低限の実効性に欠けると言わざるを得ないが、ICCに対する国際協力は今のところ十分とは言えない。非締約国の非協力は普遍性にかかる課題とも密接に関連しているが、協力義務のある締約国からも十分な協力が得られない場合が多く、かつ、これについて締約国会合が有効な措置を取っていないことは、ICCの裁判所としての信頼性を大きく傷つけている。

5 日本との関係、日本に求められること

日本は二〇〇七年にICCに加入した。加入にあたり、日本は、ICCへの捜査協力をな

どについて規定した法律を制定している。米国および中国が加入していないため、日本は最大の分担金拠出国（約一六％）であり、予算などについて大きな発言権を有している。また日本人判事もコンスタントに選出されている。

他方で、ICCの専門職の日本人職員は一〇名強にとどまり、他の主要分担金拠出国や米国など一部の非締約国に比べても極端に低い数字である。ICC、日本政府ともにこれを問題視して様々な対策を取っているが、結果に結びついていないのが現状である。

その最大の原因は、そもそも応募者が少ないことである。ICCの職員の採用は、他の国際機関職員の採用と同様、空席ポストの公募に応募して書面や口頭試験を通じて採用されるのが原則である。ICCの仕事は数ある国際機関の仕事の中でも特色のあるものなので、一つのポストに多数が応募し、競争率が高いことは事実であるが、当然のことながら、まず応募しないことにはポストは得られない。法律系のポストや刑事司法に関連したポストが多いので、その分野の専門家の応募が求められるが、日本人の場合は、開発や人道支援などの分野に比べてこの分野における国際的な関心が薄いのではないかと懸念される。日本人法律家の不足は、日本だけではなく、ICCにとっても懸念材料である。ICCが真に国際的な法廷であるためには、世界の主要な法体系を背景に持つ多様な専門家の存在

が不可欠であり、ICCは常により多くのアジア、特に独自に発達した法文化を持つ日本などの法律家を必要としているからである。

日本は、アジアの締約国を増やすとの観点からの貢献も期待されている。日本は、とりわけ、東南アジアや太平洋島嶼国において、一定の外交的影響力を有するだけでなく、法曹実務家、NGO、学界などがそれぞれ強いネットワークを構築している。アジア地域からの参加が少ないことについては、最近のロヒンギャ問題や、フィリピンの脱退に見られるような政治的要因もあるが、これ以外にも、長く複雑な法的伝統を有するこれらの諸国にとっては、法技術的な問題の解決や法曹界、学界、市民社会や世論の理解などの課題があり、これらについて日本の関係者がなしうる貢献は大きいと考える。

上述した法整備支援もそのような貢献の一つである。現在行っている法整備支援において、刑事法、さらには刑事に関する国際協力の強化を図り、かつ、そのような支援にICCが対象とする犯罪への対応策を盛り込むことは、ICCが構築しようとする法の支配への大きな貢献となろう。

6 私たちにできること

ICCの抱える問題は、その存在が新しく、かつ、ユニークなものであるため、極めて多面的である。今回のシンポジウムにおいては、シンポジウムの共通テーマの一つである、「人道に対する罪のない世界のために何ができるか」との観点からICCの目的と現状およびICCが抱える問題点を見た。

ローマ規程の前文は、その最後のパラグラフで、「国際正義の永続的な尊重及び実現を保障することを決意する」と述べている。ICCの求める国際正義は、国際社会全体の関心事である犯罪が適正に処罰され、このような犯罪が繰り返されることのないことを保障することである。このような正義の実現には、単に国家や政府が努力するだけでなく、社会全体、ひいては社会の構成員である個人の自覚と努力が必要となることは明らかである。ユネスコ憲章の有名な前文に、こうある。

「戦争は人の心の中で生れるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない。相互の風習と生活を知らないことは、人類の歴史を通じて世界の諸人民

の間に疑惑と不信をおこした共通の原因であり、この疑惑と不信のために、諸人民の不一致があまりにもしばしば戦争となった。ここに終りを告げた恐るべき大戦争は、人間の尊厳・平等・相互の尊重という民主主義の原理を否認し、これらの原理の代りに、無知と偏見を通じて人間と人種の不平等という教義をひろめることによって可能にされた戦争であつた。」

この前文は一九四五年に採択されたものであるが、無知と偏見によつて増幅された集団と集団の対立が、想像を絶する悲惨さと、際限のない暴力と報復の連鎖をもたらす現在の状況をも、正確に描写している。異なる集団に属する他人の立場や考えを理解することは、それ自体、想像力や知的・感情的エネルギーを要することである。他方で、人間は、本来、周りに流されやすく、易きにつきやすい。ICCが扱う事件の多くは、暴力が当たり前の状態となつた紛争下でおこる。このような状況下で、自分や自分に近い人の自由や安全が脅かされていると感じ、あるいは実際は実際にこれらの人々が被害を受けたとき、そして、同様の脅威を感じ、あるいは被害を受けた周囲の人々が、手近で、かつ、自分よりも弱い敵に反撃を加えるとき、このような攻撃に加わらないことの方が努力を要する。さらに、その

攻撃を誰か「偉い人」が正当化してくれたり、組織化して参加を容易にしてくれれば、ハードルはさらに下がる。ICCで裁かれる多くの犯罪は、こうして攻撃に加わった多くの普通の人々が実行犯となって引き起こされたものである。

ジェノサイドや人道に対する罪といった深刻な犯罪への国際社会の有効な対応の第一歩は、まず、一人一人が関心を持つこと、知ろうとすることである。ICCが求める世界は、国際社会の一人一人の構成員が地球上で行われている深刻な人権侵害とその被害者の置かれた状況に関心を持つことから始まる。この点で、メディアの果たす役割は大きい。幸いなことに、現在では、知ろうとする意欲さえあればインターネットなど様々な手段がある。また、関心さえあれば、犯罪の実情やどうして犯罪が起こったかを理解することも、さほど困難ではない。上述のような犯罪のメカニズムや実行犯の心理は、紛争下にはない我々も、程度の差はあれ、日常的に経験していることだからである。

ここまでくれば、さらに一歩踏み出すことは難しくないし、何らかの形で参加することもできる。ICCに参加してもよいし、法律家であれば法整備支援にかかわってもよいが、このような直接的な活動だけではない。例えば、人権に関する啓発活動は様々な形で行われている。すでに述べたように、人道犯罪は社会の在り方全体に根差すものであり、

重層的な対処が求められる。「各自が自分の立場でできることを始めること」が大切なのである。

なお、本稿の記述は二〇一九年一〇年末時点の資料に基づくものである。